

資料-2 第30回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第30回河川保全利用委員会（H22.6.28）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第30回委員会での審議結果	第31回河川保全利用委員会 審議内容	第31回委員会 配布資料
1) 第29回委員会活動の整理事項	資料-2「第29回河川保全利用委員会審議事項の整理表」で確認・了承した。	-	-	-
2) 小浜河川公園及び川田河川公園の審査表に係る審議	<p>審議に先立ち、河川管理者から前回の委員会での発言内容について補足説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 川田河川公園の橋の下は道路の管理範囲であり、公園の占有範囲に含まれない。そこに置かれている椅子やテーブル等は洪水時に撤去することになっているが許可の対照になっていないので今後、改善する方向で調整する。 主な意見は下記のとおり (小浜河川公園) <ul style="list-style-type: none"> A21(基本方針)最終的にはまだ「満足していない」が、新たに盛り込まれた部分に何らかの評価をすべき。 基本理念・方針について変更点に限って審査をしてはいけないのか。 全体の評価はすべきである。変更点には括弧付きで評価を加える。 申請者が提案しているアプローチ基地については具体的な内容を示すように判断に記載する。 改善部分を適正に、方向性が見えるように評価を記載すると効果が期待できる。 B12(適正面積)「縮小することとしている」は判断として表現が不適切。 縮小が提案されており方向性としては妥当。縮小することは評価する。 (川田河川公園) <ul style="list-style-type: none"> B12(適正面積)必要最低限であるかの判断は非常に難しい。利用実態は増加傾向にあるのに縮小を検討すべきと判断するのがいいのか。 基本理念・方針に照らし合わせて満足いかないで現状を照らし合わせて考えるのは難しい。 B12の項目では理念・方針と分けて考え、面積が適正かを判断すべきではないか。 C33(川とのふれあい)実際に川に歩いて降りられるかどうかにかたがたに特化した判断に行き過ぎている。川でなければならぬ利用としては川の風景を楽しむ等、広い範囲のふれあいが含まれていたのではないか。 	一週間後を目途に委員会意見を整理して事務局が案を作成する。それを各委員が確認して確定する。	審査表の最終確認	資料 - 4
3) 小浜河川公園及び川田河川公園の意見書(素案)に係る審議	<p>事務局が提示した意見書(素案)に対して審議を行った。</p> <p>主な意見は下記のとおり</p> <p>(小浜河川公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> アプローチ基地について評価はできるが具体的な内容が示されていないので要望事項でその内容の検討を求める。 アプローチ基地としての利用方法は限られるので記載する必要はないのではないか。 そのような具体的活用ができるのか疑問もあり、実際は難しいという部分もふくめて検討を求めておくべき。 <p>(川田河川公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的に前回の意見書に対する対応が十分ではないと判断しており、書きぶりも否定的な書き方が強い。最終的に条件を付けることで更新許可は妥当と判断しており、意見書としては文面に配慮が必要。 報告は次回の占有許可更新の際でいいのか。 不十分ではあっても対処している部分は評価してもよいのではないか。1年といった短いスパンでなくもう少し長期間でもよいと思われる。 	二週間を目途に修正した意見書(案)を委員に配付する。それを確認のうえ調整作業会で意見調整を行う。	意見書(案)の確認	資料 - 5 参考資料 - 1
一般傍聴者からの意見聴取	意見書(川田河川公園)意見の内容が前段に書かれていない意見となっているので整合を図っていただきたい。	-	-	-
その他	今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	-	-	-

河川保全利用委員会 第9回調整作業会の意見記録

平成22年9月3日 13:30～15:55
ライズヴィル都賀山 会議室「やまぶき」

1. 審査表に対するコメントについて

<p>【概要】</p>	<p>第30回委員会で審議した審査表について、審議内容に基づいて事務局が修正しました。（修正内容については資料 - 2のとおり）</p> <p>その修正案を各委員へお知らせした結果、さらに修正意見がありましたので作業会で確認した上で、文言の整理を行いました。</p> <p>作業会での主な意見は次のとおりです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 4 2（地元の理解）について（小浜、川田とも） 地元が公園として利用することに反対していないという点を説明するべきなので「公園として利用することが地元で理解されており、学区長から要望書も提出されている。」と修正する。 ・ 川田河川公園には護岸に階段があり、その先が急に荒れていて危険な状態なので安全面で配慮が必要であることを書く必要はないか。 現時点で守山市が占有している範囲外である。今後、利用が具体化される場合は河川管理者が安全対策の指導を行う。それまでは、河川管理者に対する要望としておく。

2. 意見書（原案）について

<p>【概要】</p>	<p>第30回委員会で審議した意見書（素案）について、審議内容に基づいて事務局が修正しました。（修正内容については資料 - 2のとおり）</p> <p>その修正案を各委員へお知らせした結果、さらに修正意見がありましたので作業会で確認した上で、意見調整を行いました。</p> <p>作業会での主な意見は次のとおりです。</p>
<p>小浜河川公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用状況で琵琶湖からの鳥類の飛来について触れているが、影響があるのか。鳥類に対する影響についての議論がされていないうえ、結論として意見等に反映されていないので記載する必要はないのではないかと。ただし、文章の表現上「野洲川河口部における」という言葉で含みをもたせておくこととする。 ・ 要望事項 と は一つの文章にまとめることができる内容である。
<p>川田河川公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に、細かい表現の修正や文章の整理。

作業会の意見を受けて意見書（案）を作成し、各委員へ周知したうえで、第31回委員会において意見書を確定させることとしました。

こばま
審査表(小浜河川公園)

資料 - 4

前回委員会後に修正した文言
前回委員会から内容を変更している事項

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	小浜河川公園			今回審査の判断 (案)
				前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からのコメント (印は第29回委員会、 は第30回委員会、 は調整作業会の発言)	
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。	・基本理念を実践するとした具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・理念のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する ・満足していない。	満足していない。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	満足していない。	ヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地との提示があるが、基本方針を満足しているとは言い難い。	・ヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地については一定の評価をしても良いのではない。 ・アプローチ基地としての活用の具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・方針のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する。 ・満足していない。 ・河川敷地占用許可準則第七の占用施設も十分に検討の上、さらに野洲川流域で計画されている事業も考慮して国が関与する事業としてふさわしく他のモデルとなるような事業を期待したい。 ・従前案は満足していないが、新たに提案されたヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地としての利用は、方針に沿ったものと評価する。 申請者が変えようとしている部分について括弧書きで評価する アプローチ基地の具体案が不明。駐車場になるだけでは良くない 改善の方向性を示すべきではないか	満足していない。 (ヨシ帯再生区域へのアプローチ基地については一定の評価をする)
	A3 意見書	A31 継続申請 時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	改善計画は示されているが実施されていない。	「規模の縮小」という改善計画が示されている。	・改善策として施設規模の縮小案が示されている。 ・「規模縮小」の具体的な計画が示されている ・規模縮小の改善計画案が示されているので評価できる。 ・「規模の縮小」の提案は、指摘事項に沿ったものであると判断できる。	規模縮小の改善計画案が示されているので評価できる。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	利用実態からして妥当とは言えない。	野洲川改修による地域分断の経緯がある。やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。	・野洲川改修による地域分断の経緯がある。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。 ・基本理念と基本方針に照らし合わせると妥当ではない。 ・野洲川改修による地域分断の経緯がある。公園の利用が年2回程度のイベントだけであり、利用促進(積極的使用)がなければ必要理由の妥当性があるとは言い難い。 ・基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。 ・野洲川の改修により地域が河川両岸に分断され、当該公園が、分断された両地域を結びつける代償的施設と位置づけられることは、斟酌すべき特殊事情かもしれない。しかし、この事情は、基本理念や基本方針に照らした必要理由とはまた別のものである。	基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	縮小を検討すべきである。	縮小することとしている。	・縮小案が示されている。 ・利用実態から縮小計画が提示されたのは適正である。 ・縮小することとしているが、縮小の理由が保全利用の趣旨に照らし合わせて正当であるかの疑問がある。 ・縮小が提案されており、妥当な方向性として評価する。 委員会の判断としては「縮小することとしている」では表現がおかしい。「検討すべきである」等に修正を	縮小を検討すべきである。 (一部縮小することしたことは評価できる)
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。	・代替可能な施設である。 ・利用形態に照らして、堤内地の公園施設で十分に代替可能である。	代替可能な施設である。
	B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	代替地調査はされていない。	野洲川改修による地域分断の経緯がある為、近隣で調査をしている。	・河川敷を持たない市町村を参考にされた。 ・近隣で調査をしている。 ・半径1kmの範囲で調査がなされている。 ・調査をしたが、現状では代替不可としている。 ・近隣で代替地の調査をしているが、不十分である。 ・野洲川改修による地域分断の代償としての意味から、代替地調査は近隣地に限って調査されている。	近隣で代替地の調査をしているが、不十分である。	

	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	用地取得は試みていない。	・代替地が見つかっていない。 ・用地取得は試みていない。 ・十分とはいえませんが代替地に関する予備的検討までは実施されたが、用地取得を試みるまでにはいたっていない。 経過を入れて判断した方が良い 委員会の意見としては「用地取得を試みられたい」等の文言に変えてゆく	代替地調査を行ったが調査が不十分であり代替地は見つかっていない。	
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	・配慮されている。 ・おおむね配慮されている。	おおむね配慮されていると判断する。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	安全対策が講じられている。	「公園管理要綱」等により洪水時等の安全対策が講じられている。	・特に被害を受けるような施設はない。 ・安全対策が講じられている。 ・洪水時等の安全対策が講じられている。 ・「公園管理要綱」を設け、洪水時等の安全対策がとられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	問題ない。	問題ない。	・問題ない。	問題ない。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的のものではないか。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元に要望されている。	地元に要望されている(要望書が提出されている)。	「地元が理解し、地元が要望している」 ・地元が要望されている(要望書が提出されている)。 ・地元が要望されている。 ・地元要望書が添付されている。 ・地元が要望されているとあるが、関係住民の総意であるかどうかは不明である。 ・地元から設置の要望書が提出された施設である。 括弧書きはAの考え方と異なるのでここでは表記を変える このコメントは地元が公園として利用することに反対していないという意味	公園として利用することが地元で理解されており、中学学区長から要望書も提出されている。	
C 占用施設の 利用計画と 利用者等から の検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	7年間になる(問題は発生していない)。	占用開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。	・8年間になる(問題は発生していない)。 ・占用開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。 ・占用開始から8年間になる。維持管理上の重大な問題は発生していない。	占用開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	変遷はない(親水性を高める階段護岸の計画が示されている)。	これまで変遷は無いが、緑地広場が利用されていないため今後、縮小することとしている。	・施設内容は変化していないが、緑地広場をなくすことになっている。 ・現在まで変遷は無いが、今後、縮小することとしている。 ・占用開始からこれまでは変遷がなかったが、緑地広場の利用がほとんどなされていないため、今回は、この部分の占用を停止し、規模を縮小することを提案している。	現在まで変遷は無いが、今後、縮小することとしている。(縮小することは適切であると判断する)
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。	・看板に明示されている。 ・看板により明示されている。特に問題はない。 ・看板で示されている。	看板により明示されている。特に問題はない。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	近隣に類似施設がない。	共同利用について説明されていない。	・共同利用の記述がない。 ・共同利用について説明されていない。 共同利用について説明されておらず、不明である。	共同利用について説明すべきである。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものであるか。	適正である。	適正である。	・適正である。 テーブルと箱を置いている。	許可されていない施設があり、改善する必要がある。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	・資材は必要最小限とは言い難い。 ・一部に損傷したベンチ等があるので、適正に管理、点検すべき。 ・付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。 ・施設内に、資材等を収容すると思われる施錠された木箱と、木製テーブル、ベンチ、椅子等が置かれていた。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。
		C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	・定期点検は実施されている。 ・施設内に、資材等を収容すると思われる施錠された木箱と、木製テーブル、ベンチ、椅子等が置かれていたが、定期点検の対象になっていたのか不明。	定期点検は実施されている。

C2 利用者	C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	自由使用であり、詳細人数は把握されていない。	適正に把握しているとは言い難い。	・詳細な利用者数把握はなされていない。 ・イベント等の開催時に利用者数を把握すべき。 ・適正に把握しているとは言い難い。 ・自由使用であるため、具体的な数値は把握されていない。	適正に把握しているとは言い難い。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	適正に確保、維持管理できている。	適正に維持管理されている。	・適正に維持管理されている。 ・適正に確保され、維持管理がなされている。	適正に維持管理されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	定められている。	定められている。	・定められている。	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	管理人は置いていないが、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	・管理人は置いていないが、管理方法は定められている。 ・管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。 ・管理人は配置していないが、適正な利用を促す管理方法は定められており、看板により説明がなされている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	確保されている。	確保されている。	・確保されている。	確保されている。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	利用可能な施設である。	制限は設けられていない。	・制限は設けられていない。 ・利用に関する制約はなく、規制も設けられていない。	制限は設けられていない。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	地元利用が主であるが、問題は無い。	地元利用が主であり、イベントが行われている。	・地元利用が主であり、イベントが行われている。 ・地元利用が主であり、しばしばイベントが行われている。 ・地元住民による利用が主であり、地域イベントにも利用されている。	地元利用が主であり、しばしばイベントが行われている。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。	困難である。	・現状では困難である。 ・河川の流れそのものとのふれあいができる構造にはなっていない。 ・階段護岸については引き続き検討中とのことなので、前回の内容を継続すべきではないか ・川の風景を楽しむのも川とのふれあいでないか	現状では困難である。階段護岸設置の改善案が示されているが具体化されていない。
	C34	河川愛護保護活動	河川環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	小学校の学習活動が行われている。	小学校の学習活動が行われている。	・小学校の学習活動が行われている。 ・地元の小学校による学習活動に利用されている。	小学校の学習活動が行われている。
	C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には至っていない。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。	・活性化を促すとは言えない。 ・地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。 ・設置の経緯から、周辺地域に密着した利用がなされる施設で、地域イベント等に利用されている。 ・委員会として活性化の判断は難しい。「活性化には至っていない」、「期待されているが、確認できていない」、「活性化を目指している」、「活性化に対する評価をされたい」等	地域に密着した利用形態である。地域の活性化を目指しているが活性化に至っているかは確認できていない。活性化に対する評価をされたい。
C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	行われていない。意見募集の案は提示されている。	ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。	・ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。 ・意見聴取の方法が、広く流域住民から意見を収集する上で適切ではない。 ・公園周辺の自治会長、老人会、子ども会などの代表者に具体的に意見聴取したかどうか。 ・ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、意見聴取方法の改善が必要である。 ・インターネットページでのアンケートの対象となっており、現地で利用者へのアンケートも行われているが、意見聴取として十分とはいえない。	ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、それは一部住民・利用者に限られており、十分な意見が得られているとは言えない。意見聴取方法の改善が必要である。

		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	なされていない(今後アンケートの実施が計画されている)。	ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。今後は広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。	・ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。今後は広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。 ・得られた意見が計画に反映されたかどうか不明である。 ・ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、一部住民に限られている。広く流域住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。 ・地域分断の代償的施設として設置された経緯がある。	広く流域住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、大気汚染の発生は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、農薬等の化学物質が利用されない限りは、水質等への影響は想定されない。 ・施設利用の形態から、農薬等の化学物質が利用されない限りは、水質等への影響は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、占用による利水状況への影響は想定されない。 ・施設利用の形態から、農薬等の化学物質が利用されない限りは、土壌への影響は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、周辺に影響を与えるような騒音・振動の発生は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用形態から、悪臭の発生は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。 ・施設利用による新たな地形改変は行われていない。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	・影響は大きくないと思われる。 ・生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。 ・占用区間は、生物の生息環境を分断しているが、それによって個体群存続に深刻な影響を受ける小動物・植生は想定されない。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
		D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。 ・申請者による調査はなされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」や、周辺事業実施にかかる環境影響調査)等を参考にし、必要に応じて貴重種・保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。

	D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか、また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。 ・申請者による調査はなされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」や、周辺事業実施にかかる環境影響調査)等を参考にし、必要に応じて貴重種・保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
	D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か、生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。	連続性を分断しているが、草刈り範囲の変更による改善措置は評価できる。	連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。	・連続性を確保するための維持管理方法がとられている。 ・連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。なお、生態系の概念を理解して環境に配慮されたい。 ・施設による占用により、生息・生育環境の連続性の分断は避けられない。しかし、分断の程度を軽減するための措置が取られている。	連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。なお、生態系の概念を理解して環境に配慮されたい。
	D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	・撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。 ・撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。
	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の利用は無く、影響はない。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・作業車の利用は無く、影響はない。 ・作業車の利用は無く、影響はないと考えられる。	作業車の利用は無く、影響はない。
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	無線の利用は無い。	無線の利用は無い。	・無線の利用は無い。	無線の利用は無い。
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	・構造物による治水上の支障はない。 ・資材等を収容する木箱と、テーブル、ベンチ、椅子等が置かれている。これらは、管理者が設置したものではないと思われるが、設置状況が放置されているのは問題である。	構造物による治水上の支障はない。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。 ・資材等を収容する木箱と、テーブル、ベンチ、椅子等が置かれている。これらは、管理者が設置したものではないと思われるが、設置状況が放置されているのは問題である。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	実施されている。	毎年実施されている。	・毎年実施されている。 ・実施されている。 ・資材等を収容する木箱と、テーブル、ベンチ、椅子等が置かれている。これらは、管理者が設置したものではないと思われるが、設置状況が放置されているのは問題である。	実施されている。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。 ・利水計画はなく、既存の水利施設への影響も想定されない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・景観特性に大きな影響を与えるものではない。	影響は軽微であると判断する。
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。	行われていない。	行われていない。	・行われていない。 ・行っていない。	行われていない。
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	周辺環境への影響は少ない。	影響は軽微であると思われる。	・周辺環境への影響は軽微であると判断される。 ・深刻な影響を与えるような植栽ではない。 ・マルバシャランバイやアベリアは極めて多く用いられる適切な材料。多くもないので影響は軽微と思われる。	周辺環境への影響は軽微であると判断する。

D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	・影響はないと思われる。 ・影響はない。 ・影響はないと判断される。 ・影響を与える要因は想定されない。	影響はないと判断する。
D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	共存可能である。	共存可能と思われる。	・共存可能と思われる。 ・共存可能である。 ・申請地周辺の風土や歴史、遺産などを紹介したり、学習できる環境・条件を整備をすることで、公園立地意義がある。 ・共存可能と判断される。 ・共存を妨げる要因は想定されない。	共存可能であると判断する。

前回委員会後に修正した文言
 委員会で修正内容を固められた事項

審査表(川田河川公園)

資料 - 4

前回委員会後に修正した文言

前回委員会から内容を変更している事項

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	川田河川公園			
				前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からのコメント (印は第29回委員会、 は第30回委員会、 は調整作業会の発言)	今回審査の判断 (案)
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。	・満足していない。 ・基本理念を実践するとして具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・理念のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する。	満足していない。
	A2 基本方針	A21 基本理念	基本方針の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。	・満足していない。 ・少しずつ変更としている利用形態について具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・理念のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する。 ・河川敷地占用許可準則第七の占用施設も十分に検討の上、さらに野洲川流域で計画されている事業も考慮して国が関与する事業としてふさわしく他のモデルとなるような事業を期待したい。	満足していない。
	A3 意見書	A31 継続申請 時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	改善計画は示されているが実施されていない。	代替地調査はされているが、改善はされていない。	・代替地調査はされているが、改善はされていない。 ・改善は行われていない。 ・代替地の有無と価格調査が行われ、緑地広場がグラウンドゴルフ場に変更された。 ・代替地調査はされているが、代替地を求める趣旨を理解しているかは疑問である。 ・代替地調査について、新たに実施された結果が含まれている。	代替地調査はされているが、改善はされていない。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	利用実態からして妥当とは言えない。	やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。	・やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。 ・基本理念と基本方針に照らし合わせると妥当ではない。 ・公園の利用頻度が高く、人数も多いと認められるが、申請書にある「川とのふれあい」などの基本的な理念や方針に沿った利用を提供または促進すべきであると思われる。 ・基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。 ・やすらぎの場やレクリエーションの場として利用されているが、この利用形態は、基本理念や基本方針に照らして、妥当とされるものではない。	基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	縮小を検討すべきである。	縮小を検討すべきである。	・縮小を検討すべきである。 ・現状で規模縮小が不可であるなら、更なる利用促進または必要性を説くべき。 ・現状の利用実態に呼応するために、現在の占用面積が不可であるかどうかを分析し、縮小の可能性を検討すべきである。 ・面積が必要最低限であるかの判断は難しい。「現状の占用面積が不可であるかを分析した上で、縮小の可能性について検討すべきである。 ・規模縮小が不可能なのであれば、その理由をくまなく書かれればこちらも書ける。 ・基本理念・基本方針はAで検証しているためBでは理念・方針は別にして適正かどうかだけを判断すればよいのではないか	縮小すべき施設であるが、現状の占用面積が必要不可欠であるかを検証すべきである。
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。概算費用は算定されている。	・代替可能な施設である。概算費用は算定されている。 ・代替可能な施設である。 ・利用形態に照らして、堤内地の公園施設で十分に代替可能な施設である。	代替可能な施設である。
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	代替地調査はされていない。	半径3kmの範囲内で調査されている。	・河川敷を持たない市町村を参考にされたい。 ・3km範囲で調査をしているが、3kmの根拠は論理性が高くない。 ・半径3kmの範囲内で調査されている。 ・代替地調査はされているが、その調査が不十分である。 ・半径3kmの範囲内で調査され、代替地はないとの結論を得ている。また、新規に同規模の土地を取得するのに必要な経費は算定されている。	代替地調査はされているが、その調査が不十分である。

	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	用地取得は試みていない。	・用地取得は試みていない。 ・代替地が見つかっていない。 ・調査をしたが、用地取得は財政的に困難としている。 ・代替地に関する検討が実施されたが、利用可能な代替地を見出せていない。 ・用地取得に必要な経費について算定されている。	代替地調査を行ったが調査が不十分であり代替地は見つかっていない。	
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	・おおむね配慮されている。 ・配慮されている。	おおむね配慮されていると判断する。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風、地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	安全対策が講じられている。	「公園管理要綱」等により洪水時等の安全対策が講じられている。	・特に被害を受けるような施設はない。 ・安全対策が講じられている。 ・洪水時等の安全対策が講じられている。 ・「公園管理要綱」等を設け、洪水時等の安全対策がとられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	問題ない。	問題ない。	・問題ない。	問題ない。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なのではないか。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望されている。	地元要望されている(要望書が提出されている)。	「地元が理解し、地元が要望している」 ・地元要望されている(要望書が提出されている)。 ・地元要望されている。 ・地元要望書が添付されている。 ・地元要望されているとあるが、関係住民の総意であるかどうかは不明である。 ・地元からの要望書が提出されている。 括弧書きはAの考え方と異なるのでここでは表記を変える このコメントは地元が公園として利用することに反対していないという意味	公園として利用することが地元が理解されており、河西区学区長から要望書も提出されている。	
C 占用施設の 利用計画と 利用者等 からの検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	7年間になる(問題は発生していない)。	占用開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。	・占用開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。 ・8年間になる(問題は発生していない)。 ・占用開始から8年間になる。維持管理上重大な問題は発生していない。	占用開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	一部変更があるが不適切ではない。また、親水性を高める階段護岸の計画が示されている。	「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として利用されている。	・「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として利用されている。 ・緑地広場をグラウンドゴルフ場に用途変更する計画である。 ・「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として転用されている。 ・グラウンドゴルフ場としての需要が大きく、そのための区域として申請された箇所以外に、「緑地広場」として申請された部分も事実上、グラウンドゴルフ場として利用されている。	「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として転用されている。 (利用実態にあわせて用途変更することは申請の手続き上適切であるが、基本理念・基本方針に則ると転用は適切とは言えない。)
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。	・看板に明示されている。 ・看板で明示されている。	看板に明示されている。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	近隣に類似施設がない。	共同利用について説明されていない。	・共同利用の記述がない。 ・共同利用について説明されていない。 ・共同利用について説明されておらず、不明である。	共同利用について説明すべきである。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものであるか。	適正である。	適正である。	・適正である。 橋梁の下にテーブル等を置いている。	許可されていない施設があり、改善する必要があると判断する。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	資材は必要最小限とは言えない。	資材は必要最小限とは言えない。	・資材は必要最小限とは言えない。 ・資材の外からの持ち込みについては、最小限にする努力が払われたとはいえない。 ・資材は必要最小限とは言えないので、適正化を検討すべき。	資材は必要最小限とは言えないので、適正化を検討すべきである。

	C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	定期点検は実施されている。	定期点検を実施している。	定期点検を実施している。 ・定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。
C2 利用者	C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	一部については把握されている。	適正に把握しているとは言い難い。	・適正に把握しているとは言い難い。 ・詳細な利用者数把握はなされていない。 ・イベント実施時、または週1回程度で、平日に利用者数調査を実施すべき。 ・自由使用であるため、具体的な数値が把握されていない。	適正に把握しているとは言い難い。 (イベント等の開催時に利用者数を把握すべきである)
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	適正に確保、維持管理できている。	適正に維持管理されている。	・適正に維持管理されている。 ・適正に確保され、維持管理がなされている。	適正に維持管理されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	定められている。	定められている。	・定められている。	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	管理人は置いていないが、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	・管理人は置いていないが、管理方法は定められている。 ・管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。 ・管理人は配置していないが、適正な利用を促す管理方法は定められており、看板により説明がなされている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	確保されている。	駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていない。	・確保されている。 ・駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていないので実現に向けて具体的に検討すべき。 ・駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていない。	駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていないので実現に向けて具体的に検討すべきである。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	利用可能な施設である。	制限は設けられていない。	・制限は設けられていない。 ・利用に関する制限はなく、規制も設けられていない。	制限は設けられていない。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流を進めていると認められる。	・グラウンドゴルフ大会が開催されており交流を進めていると認められる。 ・イベントにより利用者交流が行われている。 ・グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。 グラウンドゴルフの大会が開催されるなど、利用者間の交流が進められていると認められる。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。	既設の階段があり川へのアクセスは可能である。	・既設の階段があり川へのアクセスは可能である。 ・駐車場前の護岸階段により可能である。 ・既設の階段があり川へのアクセスは可能であるが整備不足である。 階段護岸については引き続き検討中とのことなので、前回の内容を継続すべきではないか 川の風景を楽しむのも川とのふれあいでないか	既設の階段があり川へのアクセスは可能であるが、階段の先の整備が不足しているため、改善が必要である。 また、階段護岸設置の改善案が示されているが、具体化されていない。
	C34	河川愛護保護活動	河川環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	・活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。
	C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域に密着した利用形態であるが、活性化に寄与している。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると思われる。	・地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると思われる。 ・地域の交流の場となっており、活性化に寄与している。 ・地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると判断される。 ・地域に密着した利用形態であり、活性化にも寄与していると想定される。	地域に密着した利用形態である。周辺地域の活性化に寄与していると判断する。
C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	行われていない。意見募集の案は提示されている。	現地アンケートが行われている。ホームページからの意見は十分に得られているとは認められない。	・現地アンケートが行われている。ホームページからの意見は十分に得られているとは認められない。 ・意見聴取の方法が、広く流域住民から意見を収集する上で適切ではない。 ・現地アンケートは行われている。ホームページからの意見聴取では不十分であり改善が必要である。 ・インターネットページでのアンケートの対象となっており、現地で利用者へのアンケートも行われているが、意見聴取として十分とはいえない。 小浜と同様の表現とする。	ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、それは一部住民・利用者に限られており、十分な意見が得られているとは言えない。意見聴取方法の改善が必要である。

		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	なされていない(今後アンケートの実施が計画されている)。	現地アンケートが行われているが、今後は広く施設利用者等の意見を聴取・反映する必要がある。	・現地アンケートが行われているが、今後は広く施設利用者等の意見を聴取・反映する必要がある。 ・得られた意見が計画に反映されたかどうか不明である。 ・現地アンケートは行われているが、広く施設利用者を含め住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。 ・現地アンケートが行われているが十分とはいえない規模であり、今後は施設利用者等の意見をさらに広く求め、反映する必要がある。 小浜と同様の表現とする。	広く流域住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、大気汚染の発生は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	調査はなされていないが影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、農薬等の化学物質が利用されない限りは、水質等への影響は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	調査はなされていないが影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、農薬等の化学物質が利用されない限りは、土壌への影響は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	調査はなされていないが影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、占用による利水状況への影響は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用の形態から、周辺に影響を与えるような騒音・振動の発生は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用形態から、悪臭の発生は想定されない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
		D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	調査はなされていないが影響はない。低水路護岸・河原再生工事を実施した場合は影響が考えられる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。 ・施設利用による新たな地形改変は行われていない。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
		D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	すでに影響が出ており、低水護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	・影響は大きくないと思われる。 ・生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。 ・占用区間は、生物の生息環境を分断しているが、それによって個体群存続に深刻な影響を受ける小動物・植生は想定されない。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
		D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。 ・申請者による調査はなされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」や、周辺事業実施にかかる環境影響調査)等を参考にし、必要に応じて貴重種・保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。

	D14-2	水生生物	占有区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる。配慮が必要である。低水護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。 ・申請者による調査はなされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」や、周辺事業実施にかかる環境影響調査)等を参考にし、必要に応じて貴重種・保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
	D15	生態系	占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	連続性を分断している。今後は草刈り範囲を変更する計画。	刈り込み方法の改善措置を検討している。	・連続性を確保するための維持管理方法が検討されている。 ・刈り込み方法の改善措置を検討して連続性の分断を回避するとしている。なお、生態系概念を理解して環境に配慮されたい。 ・施設による占有により、生息・生育環境の連続性の分断は避けられない。しかし、分断の程度を軽減するため、刈り込み方法の改善等の措置が検討されている。	刈り込み方法の改善措置を検討して連続性の分断を回避するとしている。なお、生態系概念を理解して環境に配慮されたい。
	D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	精査されておらず検討の余地がある。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	・撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。 ・撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込めると判断する。
	D17	作業車の通行影響	河川敷を占有施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の利用は無く、影響はない。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・作業車の利用は無く、影響はない。 ・作業車の利用は無く、影響はないと考えられる。	作業車の利用は無く、影響はない。
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	無線の利用は無い。	無線の利用は無い。	・無線の利用は無い。	無線の利用は無い。
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D22-1	構造物	占有区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	・構造物による治水上の支障はない。 ・治水上の支障となるような構造物はない。	構造物による治水上の支障はない。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。 ・洪水時に流出してしまう前に、構造物を撤去する体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に実施しているか。	実施されている。	毎年実施されている。	・毎年実施されている。 ・実施されている。	実施されている。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。 ・利水計画はなく、既存の水利施設への影響も想定されない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・景観特性に大きな影響を与えるものではない。	影響は軽微であると判断する。
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。	行われていない。	行われていない。	・行われていない。 ・行っていない。	行われていない。
	D43	植栽	占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来種の植生を活かした植栽か。	周辺環境への影響は少ない。	影響は軽微であると思われる。	・周辺環境への影響は少ない。 ・周辺環境への影響は軽微であると判断される。 ・深刻な影響を与えるような植栽ではない。	周辺環境への影響は軽微であると判断する。

D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	・影響はないと思われる。 ・影響はない。 ・影響はないと判断される。 ・影響を与える要因は想定されない。 委員会では判断できるかどうか。「影響を与える要因と想定されていない」	当初申請時には調査されていないが、影響はないと判断する。
D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	共存可能である。	共存可能と思われる。	・共存可能と思われる。 ・申請地周辺の風土や歴史、遺産などを紹介したり、学習できる環境・条件を整備することで、公園立地意義がある。 ・共存可能と判断される。 ・共存を妨げる要因は想定されない。 委員会では判断できるかどうか。「共存を妨げるとは想定されない」	共存可能であると判断する。

前回委員会後に修正した文言
 前回委員会から内容を変更している事項

平成22年10月 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書

(守山市 野洲川小浜河川公園)

平成22年6月1日付け国近整琵琶占調第4号にて意見照会のあり
ました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたし
ます。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 (右岸距離標1.2km付近から1.5km付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、坂路、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	17,268.60m ²

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として、地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置されて以降、施設の変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童を中心に、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用も多く管理状態も整っているが、この上流側の緑地広場はほとんど利用されておらず整備も不十分である。

占用箇所は、生態系を含めて環境面を考えると、草の刈り残しを行っているもののその範囲は一部であり、高水敷の全幅を占用した利用であるため、野洲川河口部における生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地確保により河川敷以外に全てを設置、又は規模を縮小すべき施設と判断し、前回意見書（平成21年3月31日付け）で代替地の確保又は規模の縮小を検討するように意見した。

その結果、申請者が利用者の少ない緑地広場の廃止を決断したことは、規模の縮小について一定の対応をしたと判断する。加えて、公園の下流で整備中のヨシ帯再生区域へのアプローチ基地としての利用を検討していることから、利用目的が「河川敷利用の基本理念・基本方針」に近づくものと考えられる。ただし、アプローチ基地としての利用方法が不明確であるため、今後、具体的な利用方法の検討が望まれる。

これらのことから、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

ヨシ帯再生区域へのアプローチ基地としての利用については、具体的な内容を検討し、実現を図るよう指導すること。

次回占用許可更新の際に、河川管理者は上記意見への申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

今後も「河川敷利用の基本理念・基本方針」に合致した利用形態が推進され、公園の利用がスポーツ・レクリエーションのみに偏ることの無いように指導されたい。

2. 検討の経緯

平成22年6月1日	意見照会書の受理
平成22年6月1日	委員会 占用許可施設の現地調査 河川管理者による概要説明 平成21年3月31日付け意見書に基づく報告
平成22年6月28日	委員会 委員による占用許可施設の審議
平成22年10月5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書
平成21年3月31日付け意見書

以上

平成22年10月 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書

(守山市 野洲川川田河川公園)

平成22年6月1日付け国近整琵琶占調第4号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設の名称	野洲川川田河川公園
場所	守山市川田町地先 (左岸距離標5.3km付近から5.9km付近)
主な施設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、駐車場
申請者	守山市
占用面積	34,152.40㎡

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置されて以降、施設についての大きな変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。

占用箇所は、高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地確保により河川敷以外に全てを設置、又は規模を縮小すべき施設と判断する。これについては前回意見書（平成21年3月31日付け）においても検討を具体的かつ詳細に行うよう意見を付したところである。これに対して今回は代替地の確保又は規模の縮小についての具体的な成果はなかったが、一定の調査・検討を行ったことは評価できる。

また、前回意見書で緑地広場についての適切な利用のあり方について検討するように求めた点については、利用実態に合わせて緑地広場をグラウンドゴルフ場に変更して申請することとしているが、その利用目的はスポーツ施設であり、改善したとは言い難い。

一方、低水路の整備が十分でなく安全面等で課題が残る状況であるが、既設の護岸階段を利用した水際へのアプローチが可能のため、親水空間としての利用が検討されている。これは「基本理念・基本方針」に近づいた方向の利用であると認められるため、今後、具体的な利用方法の検討がこれらことから、当委員会は下記の意見を附した上で、占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を検討するよう指導すること。次回占用許可更新の際に、河川管理者は上記意見への申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう指導されたい。

2. 検討の経緯

平成22年6月1日	意見照会書の受理
平成22年6月1日	委員会 占用許可施設の現地調査 河川管理者による概要説明 平成21年3月31日付け意見書に基づく報告
平成22年6月28日	委員会 委員による占用許可施設の審議
平成22年10月5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書
平成21年3月31日付け意見書

以上

第4期委員の構成について

・委員会規約（抜粋）

（組織など）

第4条 委員会は15名以内で構成する。

2. 委員会の構成については、事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 自治体関係者 | 若干名 |
| (2) 自然環境に関する学識経験を有する者 | 5名以内 |
| (3) 治水・利水に関する学識経験を有する者 | 2名以内 |
| (4) 地域特性に詳しい者 | 4名以内 |
| (5) その他、必要と認める者 | 若干名 |

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

（委員会の成立要件）

第7条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

第4期委員の構成と委員数

- 委員の構成分野については規約上の定めどおりとする。ただし、自治体関係者は第4期においても委嘱しないこととする。
- 委嘱する人数は、「河川敷利用の基本理念・基本方針」、「河川敷占用申請・審査の手引き」の審議が完了したことから総数で7名とする。
- 公募委員は、第3期から2名委嘱しているが、第4期も同様に2名以内とし、「地域特性に詳しい者」の分野に位置付ける。
- 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

（参考）

分野	定数	第3期	第4期	備考
自治体関係者	若干名	0	0	
自然環境	5名以内	4	3	1
治水・利水	2名以内	2	1	1
地域特性	4名以内	3	2	1 (公募員を含む)
その他	若干名	1	1	
(公募)	-	(2)	(2)	
合計	15名以内	10	7	3